

ご来訪をお待ちしております

東京都知的財産総合センター



https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/
〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1F

TEL:03-3832-3656

FAX:03-3832-3659

Email:chizai@tokyo-kosha.or.jp

交通アクセス

- JR「秋葉原駅」昭和通り口 徒歩10分
- 東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」昭和通り口(1番) 徒歩10分
- つくばエクスプレス(TX)「秋葉原駅」A3出口 徒歩10分



城東支援室 城東地域中小企業振興センター内

〒125-0062 東京都葛飾区青戸7-2-5
TEL:03-5680-4741 FAX:03-5680-4750

交通アクセス

- 京成線「青砥駅」徒歩13分



城南支援室 城南地域中小企業振興センター内

〒144-0035 東京都大田区南蒲田1-20-20
TEL:03-3737-1435 FAX:03-5713-7421

交通アクセス

- 京浜急行「京急蒲田駅」徒歩5分
- JR・東急線「蒲田駅」徒歩13分



多摩支援室 産業サポートスクエア・TAMA内

〒196-0033 東京都昭島市東町3-6-1
TEL:042-500-1322 FAX:042-500-3908

交通アクセス

- JR青梅線「西立川駅」徒歩7分



都内中小企業の知的財産の活用と課題解決をお手伝い



東京都知的財産総合センター

TOKYO METROPOLITAN INTELLECTUAL PROPERTY CENTER

知的財産相談



知的財産セミナー・シンポジウム



外国知財支援等助成



知的財産戦略導入支援



知的財産活用製品化支援





東京都知的財産総合センターは、都内中小企業による知的財産の創造・保護・活用をサポートします。

無料

秘密
厳守

1 知的財産相談



■ 専門知識と経験を有するアドバイザーが国内外の特許・実用新案・意匠・商標・著作権・ノウハウ・技術契約・知財調査等に関する相談に無料で応じます。平日午後は、弁理士・弁護士が常駐し、必要に応じて同席し、アドバイスをいたします。

■ 海外知財専門相談窓口を設け、海外知財に精通した弁理士・弁護士や中国、韓国、タイ、アメリカの提携特許法律事務所などと連携し、現地事情を踏まえた知財相談にも無料で応じます。

相談日

月曜日～金曜日(土・日・祝日及び年末年始を除く)

相談場所

秋葉原のほか、城東・城南・多摩の各支援室でも、専門知識を有するアドバイザーが相談に応じます。(詳細は裏表紙をご覧ください。)

相談時間(1回、1時間)

9時～12時、13時～17時
弁護士・弁理士の同席は、基本的に13時～17時の相談でお受けできます。

相談方法(事前予約制)

来所・電話・オンラインによる相談(事前にお電話で予約をお願いします。相談内容によっては、電話・オンラインでは対応できない場合があります。)相談案件の内容がわかる資料等をご用意ください。相談内容の秘密は厳守します。

センターの相談事例

- 特許** 新製品の特許を取りたい。
- 技術契約** 他社と共同で研究開発するにあたり、契約で注意する点は？
- 著作権** 自社のホームページ制作で第三者の写真や情報等の素材を利用する場合に注意する点は？
- 侵害** 自社の商品に関して、特許権侵害の警告書が届いた。どう対応したら良いか？
- 外国出願** 海外進出に際し、外国商標の権利化について相談したい。
- 知財戦略** 知的財産は企業経営に有用な手段と聞いたが、具体的にどのようにすれば良いか？

2 知的財産セミナー・シンポジウム



知的財産制度の普及・啓発と知的財産に関わる人材の育成を図るため、中小企業の経営者、実務担当者など向けにセミナーとシンポジウムを開催するとともに、各種マニュアルを提供しています。

セミナー

特許、実用新案、意匠、商標、著作権、技術契約、海外知財、知財調査などのカテゴリー別にセミナーを実施しています。初めて知財を担当する方も体系的に学ぶことができます。

申込方法

「東京都知的財産総合センター」のホームページにて開催予定のご案内と申込受付を行っています。



シンポジウム

中小企業に必要な知的財産に関するテーマを取り上げ、講演、パネルディスカッションなどを行うシンポジウムを開催しています。(年1回)

マニュアル

中小企業経営者のための特許/意匠/商標/著作権/ノウハウ管理/知財戦略/技術契約/技術流出防止/海外知的財産等、各種マニュアルを発行しています。

3 外国知財支援等助成



外国への知的財産出願費用、外国侵害調査などにかかる費用の一部を助成します。

事業名	助成限度額	助成対象期間
外国特許出願費用助成事業 中間手続きまで拡充!	400万円	申請年度4月1日から最長2年8か月
外国実用新案出願費用助成事業	60万円	申請年度4月1日から最長1年6か月
外国意匠出願費用助成事業		
外国商標出願費用助成事業		
外国侵害調査費用助成事業	200万円	申請年度4月1日から最長1年8か月
特許調査費用助成事業	100万円	申請年度4月1日から最長1年6か月
外国著作権登録費用助成事業	10万円	申請年度4月1日から最長2年
海外商標対策支援助成事業	500万円	申請年度4月1日から最長2年9か月
グローバルニッチトップ助成事業	1000万円	

※助成率は一律1/2以内です。対象経費等詳細はホームページや募集要項をご覧ください。



4 知的財産戦略導入支援



ニッチトップ育成支援

知的財産戦略の導入による経営基盤強化を図る企業を対象に、アドバイザーが最大3年間にわたり継続的相談・助言等を行い、専門人材の育成や知財管理体制の整備など、実践的支援を行います。

AI×データ知財取得支援

AI技術に精通した弁理士およびアドバイザーが、AIやデータ(ビッグデータ等)を駆使したDX実現のためのIoT関連特許等の取得を支援します。

知的財産交流・研究会

中小企業の経営者や知財担当者が集まり、知的財産に関する情報交換・討議等を通じ、交流・研究を行う会です。アドバイザーが活動を支援します。

弁理士マッチング支援システム

インターネットを利用した中小企業と弁理士との出会いの場を提供しています。

5 知的財産活用製品化支援



知的財産活用製品化支援事業

製品化コーディネーターが新製品開発等の課題を抱える中小企業と技術シーズを保有する大企業、大学、試験研究機関等とのマッチングを行い、その後の製品化まで支援します。



知的財産活用製品化支援助成事業

マッチング後の開発段階における技術支援と共に開発経費の一部を助成します。(助成限度額:500万円、助成率:1/2以内)